

奈良工業高等専門学校会計機関の事務の一部委任に関する規程

(平成21年4月1日制定)

平成27年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則（平成16年規則第36号）第6条第3項及び独立行政法人国立高等専門学校機構会計機関の事務の一部委任に関する規則（平成21年規則第90号）の規定に基づき奈良工業高等専門学校における会計機関の事務の一部を委任して処理させることができる者の職位及びその指定する事務の範囲について定めるものとする。

(契約担当役の事務の一部委任)

第2条 契約担当役がその事務の一部を委任して処理させることができる者の職位及び事務の範囲は、別表第1のとおりとする。

(出納命令役の事務の一部委任)

第3条 出納命令役がその事務の一部を委任して処理させることができる者の職位及び事務の範囲は、別表第2のとおりとする。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

契約担当役の事務の一部委任

契約担当役の事務の一部を委任して 処理させることができる者の職位	事務の範囲
総務課長	独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（規則第34号。以下会計規則という。）第34条第1項第四号に規定する基準額を超えない随意契約（以下「少額随契」という。）に係る予定価格調書及び契約決議書の決裁

別表第2

出納命令役の事務の一部委任

出納命令役の事務の一部を委任して 処理させることができる者の職位	事務の範囲
総務課長	少額随契に係る支出及び収入の調査決定等に係る決議書（以下「支払決議書」という。）の決裁 その他事務部長の決議により作成する支払決議書等について、出納命令役が必要に応じて特に明示した事務に係る支払決議書等の決裁
総務課課長補佐（会計担当）	契約決議書及び支払決議書等，その他事務部長の決議により生じた取引等について作成する伝票の決裁